

「大学発新産業創出プログラム」（プロジェクト支援型）の審査・選考に関する 利益相反の考え方

平成24年5月31日制定

平成27年4月1日改訂

大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）の審査・選考に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

（範囲）

- (1) 委員と事業プロモーターとの関係が、事業プロモーター支援型の利益相反の範囲に該当する場合（「大学発新産業創出プログラム（事業プロモーター支援型）」の審査・選考に関する利益相反の考え方」の中の（範囲）に該当する場合）
- (2) 委員が提案における研究代表者、研究開発に参画する者、その他関係者等としてプロジェクト推進体制に含まれる場合
- (3) 委員が所属する組織の構成員が研究代表者、または研究開発に参画する者として提案に含まれる場合
- (4) 委員が自ら中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- (5) その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、科学技術振興機構が判断する場合

（「委員が所属する組織の構成員」の定義）

- ・ 委員が所属している大学・大学院の同じ学部学科・研究科専攻に現在所属している者
- ・ 委員が所属している公的な機関の同じ部門等に現在所属している者
- ・ 委員が所属している企業及びその企業の連結決算の対象となる関連会社に現在所属している者

（中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合の例）

- ・ 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係（例えば、共同プロジェクト（研究）の遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバー、特許の共同出願人等、本プロジェクトの遂行上、緊密な関係にあると見なされるもの）
- ・ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

- ・プロジェクトの採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(その他の取扱い)

- ・大学・公的機関の役員もしくはそれに準じる役職の者が委員となっている場合は、委員が所属する大学・公的機関の構成員が、研究代表者または研究開発に参画する者として提案に含まれるときは、学部学科・研究科専攻、部門等にかかわらず、原則、利益相反の範囲に該当するものとする。
- ・監査法人等に所属する者が委員となっている場合は、委員が所属する組織のクライアント等が、プロジェクト推進体制の研究代表者または研究開発に参画する者として提案に含まれていても、委員の担当するクライアントではない等、中立・公平に審査を行うことができると判断するときは、利益相反の範囲に該当しないものとして審査を行うことができるものとする。
- ・利益相反関係にある可能性のある者（組織）が、関係者（機関）等として提案されている等、委員との実質的關係について、事実關係が不明、もしくは直接關係がないと判断するときは、利益相反に該当しないものとして審査を行うことができる。

(運用)

- ・委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、審査の対象となる者・機関と利害などが関係する委員については、当該機関からの提案に関する審査・評価を行わないこととする。
- ・特に、委員が研究代表者又は研究開発に参画する者として提案の中に含まれる場合については、原則、委員を辞退する。
- ・委員会においても当該事案に関する個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。ただし、委員長が退席する場合については、副委員長またはそれに代わる者が個別合議の統括をするものとする。